

平成 26 年第 6 回玉城町議会定例会会議録（第 3 号）

招集年月日 平成 26 年 12 月 10 日（水）
招集の場所 玉城町議会本会議場
開 議 平成 26 年 12 月 12 日（金）（午前 9 時 00 分）
出席議員 1 番 中西 友子 2 番 北 守 3 番 坪井 信義
 4 番 北川 雅紀 5 番 中瀬 信之 6 番 山口 和宏
 7 番 奥川 直人 8 番 山本 静一 9 番 前川 隆夫
 10 番 川西 元行 11 番 風口 尚 12 番 小林 豊
 13 番 小林 一則

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長	辻村 修一	副 町 長	小林 一雄	教 育 長	山口 典郎
総務課長	林 裕紀	会計管理者	前田 浩三	税務住民課長	北岡 明
生活福祉課長	中村 元紀	上下水道課長	東 博明	産業振興課長	田間 宏紀
建設課長	中西 豊	教育事務局長	中西 元	病院老健事務局長	田村 優
農業委員会事務局長兼農業振興室長	中世古憲司	総務課長補佐	見並 智俊	教育委員長	上村 直義
監査委員	中村 功				

職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 田畑 良和 同 書 記 宮本 尚美 同 書 記 上村 和弘

日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第 74 号 玉城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について（質疑）
- 第 3 議案第 75 号 玉城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について（質疑）
- 第 4 議案第 76 号 玉城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について（質疑）
- 第 5 議案第 77 号 町長及び副町長の給料並びに旅費等に関する条例の一部改正について（質疑）
- 第 6 議案第 78 号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について（質疑）
- 第 7 議案第 79 号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正について（質疑）
- 第 8 議案第 80 号 玉城町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正について（質疑）

- 第9 議案第81号 玉城町国民健康保険条例の一部改正について（質疑）
第10 議案第82号 玉城町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について（質疑）
第11 議案第83号 平成26年度玉城町一般会計補正予算（第5号）（質疑）
第12 議案第84号 平成26年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（質疑）
第13 議案第85号 平成26年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
（質疑）
第14 議案第86号 平成26年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第2号）（質疑）
第15 議案第87号 平成26年度玉城町水道事業会計補正予算（第2号）（質疑）
第16 議案第88号 平成26年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算（第2号）
（質疑）
第17 議案第89号 平成26年度玉城町下水道事業会計補正予算（第2号）（質疑）

開議の宣告

- 議長（風口 尚）ただ今の出席議員数は13名で、定足数に達しております。
よって、平成26年第6回玉城町議会定例会第3日目の会議を開会いたします。
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

会議録署名議員の指名

- 議長（風口 尚）日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において
3番 坪井 信義 君 4番 北川 雅紀 君
の2名を指名いたします。

議案の質疑

- 議長（風口 尚）次に、日程第2 議案第74号 玉城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、ないし日程第4 議案第76号 玉城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを一括議題といたします。

これより質疑を行います。

発言を許します。

（「議事進行」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、日程第5 議案第77号 町長及び副町長の給料並びに旅費等に関する条例の一部改正について、ないし日程第7 議案第79号 玉城町職員の給与に関する条例の一部

改正についてを一括議題といたします。

これより、質疑を行います。

発言を許します。

2番 北 守君

○2番(北 守) 議案第77号 町長及び副町長の給料並びに旅費等に関する条例の一部改正について、このことについて国家公務員の人事院勧告の概略を読まさせていただきましたわけなんですけども、国家公務員は人事院勧告で0.27%、平均1090円の改定と特別給ということでボーナスにあたる分ですけど、0.15ヶ月増やしたということで合計4.1ヶ月ということになったわけなんですけども、これはもともと町長、副町長に対しては勤勉手当のほうに0.15ヶ月積むということになっていたわけなんですけども、町長の給料や議員の歳費にも関わってくる問題やと影響してくるものとも思われますので、ここで玉城町特別職報酬審議会を開くべきであったと思うんですけど、それは諮問されたのかどうかお伺いします。

○議長(風口 尚) 総務課長 林 裕紀君

○総務課長(林 裕紀) 特別職報酬審議会の条例に基づきますと第2条に所掌事項がございます。これには、議会議員の報酬の額、並びに町長及び副町長の給料の額に関する条例を提出するときには審議会の意見を聞くものとするということですので、今回は給料の額ではなくて、今回は給与、期末勤勉手当、手当のほうでしたので、今回は特別職報酬審議会の開催をいたしませんでした。以上です。

○2番(北 守) 審議会を省略したということで、審議会を開いている自治体もございますので、鈴鹿市さんなんか、特にその結果を受けてということでやっておられたようです。町長以下3役は自主的にこの4月の途中やと思いますけど、月額5%のカットをしていただいていますね。自主的にカットしていただいているんですけど、今回の勧告を見ますと55歳以上の職員の昇給が実質停止になっております。それから勤勉手当という性格からいきまして、特別支給ということですので期末手当に從來から積み上げてきておるといことですが、この判断をされたのは町長がされたのかどうか、その点お伺いします。

○議長(風口 尚) 町長 辻村修一君

○町長(辻村 修一) 条例どおり一般職の例によってという考え方で進めさせていただいています。ありがとうございます。

○2番(北 守) 続いて、議案第79号宜しいですか。一括ということで今年は先ほども言ったように、4.1ヶ月ということが大きな目玉と。それから公務員の給与というのはスト権がございませんので、当然、人事院勧告に頼るということで玉城町も国家公務員の給与に準じるということで、今回引き上げをされたわけなんですけども、中身をよくよく見てみますと、説明の中にもあったんですけど、3年計画で給与制度を見直すということになっておりまして、また給料表については平均2%、この27年4月から

下げるという内容のものであると。更に3級以上、高位号級については、更に50歳以上の年齢の方については4%下げていく内容ですので、ここでお聞きしたいのは、この改定による財源の原資はいったいいくらなのか、その点お伺いしたいと思います。

○議長（風口 尚）総務課長 林 裕紀君

○総務課長（林 裕紀）今回の人事院勧告で4月に遡って給与の改定をすることのまず前段のことにつきましては、町の職員175名おりまして、単純に給料表で引きますと月額で24万4500円というような数字をもっております。これが1か月分ですからこれに12を掛けるということになりますけども、ただ1月に昇給がございますので、この分は加味しておりません。単純に月例計算で月24万4500円上がるとこのよう試算しております。以上です。

○議長（風口 尚）7番 奥川直人君

○7番（奥川 直人）北議員さんからご質問ありましたが、77号78号につきましては、具体的に町長、副町長、教育長、いくら上がるのか教えてください。

○議長（風口 尚）暫時休憩いたします。

（午前10時07分 休憩）

（午前10時09分 再開）

○議長（風口 尚）再開いたします。総務課長 林 裕紀君

○総務課長（林 裕紀）今回の一般会計の補正予算におきまして17頁で特別職の期末手当は町長と副町長で39万円、31頁で教育長の期末手当は14万9000円ですね。これを増額補正で計上させていただいています。

○議長（風口 尚）他にありませんか。1番 中西友子さん

○1番（中西 友子）79号なんですけど、人事院勧告受け入れなかったときに何かペナルティがあるのかないのかお聞きします。

○議長（風口 尚）再開いたします。総務課長 林 裕紀君

○総務課長（林 裕紀）人事院勧告は国家公務員に対して勧告するものでございますから、当然拘束はありませんが、玉城町は三重県みたいに人事委員会というものを持っていませんので、国家公務員の人事院の勧告を基に、これをずっと歴代もとに勧告をしてきたということでございますので、拘束力はございませんが、玉城町はこれをもとに給与改定をやってきたということでございます。

○議長（風口 尚）ありませんか。

（「議事進行」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、日程第8 議案第80号 玉城町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより、質疑を行います。

発言を許します。

ありませんか。

(「議事進行」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、日程第9 議案第81号 玉城町国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

これより、質疑を行います。

発言を許します。

(「議事進行」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、日程第10 議案第82号 玉城町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを議題といたします。

これより、質疑を行います。

発言を許します。

(「議事進行」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、日程第11 議案第83号 平成26年度玉城町一般会計補正予算(第5号)、ないし日程第17 議案第89号 平成26年度玉城町下水道事業会計補正予算(第2号)を一括議題としてこれより質疑をおこないますが、今期定例会の日程案のとおり後日、予算決算常任委員会において詳細な審査を頂くこととしております。ここでの質疑は町長の提案理由の範囲を対象に行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって質疑は一括上程されました議案第83号、ないし議案第89号についての町長の提案理由の説明の範囲を対象に行います。

発言を許します。

7番 奥川直人君

○7番(奥川 直人) 議案第83号の一般会計のことでお聞きをしたいと思いますが、衛

生費の中で旧中角投棄場閉鎖に伴う跡地試掘調査業務委託料 726 万 1000 円、これにつきまして、この必要性なり、目的なり、これをお聞きしたいということであります。2 点目が次の頁の農林水産費でありますけど、下外城田保育所に隣接する農業体験施設の造成工事費を 263 万 7000 円、計上しとるということであります。これは、私も以前から申していますように、町長も十分ご理解いただいております、町長がおっしゃっておられます農業立町ということで玉城町の担い手を育てる、地域を知るという意味では玉城町のひかりもののプロジェクトになろうかなと認識しているわけであります。これにつきまして、保育所の園児または近隣の小学校の子どもたちが農業を知る、農業を体験する、そして小さいうちから農業の大切さ、守っていく姿勢、担い手、将来担い手育成に繋がる。昨日の一般質問にもありましたように食育とか、子どもたちがそこで体験することによって、物ができる体験施設でありますから、そういう意味ではお米が出来る、いろんな果実が実る、こういうことを子どもたちが小さいうちから体験できるということで、一部食育ということになろうかと思えますし、環境保全の考え方もその中からでてくる。

ミニ田んぼ、田んぼを作るとすれば、是非作っていただきたいんですが、その中には、災害で町長言われていますような保水力、こう言ったこともその中に含まれてくるということでもあります。いろんなものができることによって、子どもたち、これ、教育委員会のことになろうかと思えますが、実りを感じることで子どもたちの感性が豊かになるんじゃないかとかこのようなこと、それとかなり広い面積になりますので地域の方々、保護者の方、地域の老人会の方、農地水のみなさんと協同でやるということで、いろんな意味では協同の繋がりというものが出てこようかと思えますし、もう 1 点は保護者の方々、農業を知らない方がそこ多いですから、60%ぐらい農業をしていない方が見えますので、保護者の方々の農作物に対する加工、こういう食べ方があるやないかと

(議長「奥川議員、質問を簡潔に」)

消費者の意見を聞く場になるというふうになると思っておりますので、これについての計画については明確になっておるのか、また、今度、予算決算常任委員会ありますけど、その中でご提案いただくのかお聞きしたいと思います。

○議長(風口 尚) 生活福祉課長 中村元紀君

○生活福祉課長(中村 元紀) また、中角の案件でございます。こちらにつきましては、昨年の 3 月に指定区域の指定ということで、処分場の閉鎖の手続きの一環ということで県の告示をいただいたところでございます。これにつきましては、従来から地形等は土が盛ってあるところ、谷になっているところ等がございます。排水路等の整備をされていけませんので、これを加工しようと思えますと今回上げさせていただいておりますボーリング調査等が必要になってくるということで、今回、補正予算で計上させていただいたものでございます。

○議長(風口 尚) 農業委員会事務局長兼農業振興室長 中世古憲司君

○**農業委員会事務局長兼農業振興室長（中世古憲司）** お尋ねの件でございますが、この場所につきましては、下外城田保育所に隣接する農地でございます。全部で 2451 平米でございますが、そのうちの 1093 平米を駐車スペースと交流エリアということで計画をいたしております。残りの 1358 平米につきましては体験農園エリアということで計画をいたしておりますが、当面は下外城田保育所が一番近いところでございますので、そちらのほうの園児の利用を考えてのことを計画しております。以上です。

○**議長（風口 尚）** 7 番 奥川直人君

○**7 番（奥川 直人）** 中角の件ですけれども、これにつきましてはボーリング調査で何箇所するのかと言うのと、具体的にどういう調査を、目的は、ボーリングして、どういう調査をして、その後それを県に報告すべきなんかどうか。最終、どういう結論を得ようとしているのかということをお聞きします。今回、農業体験施設につきましては具体的に予算が組まれたということですので、具体的な計画があつて当然だと、こういうものができるからじゃあ予算認めようかということになりますので、この 273 万、全体構想の中の何分の 1 なんかと、まだこれから将来に続くビジョンなのか、もうそれで終わりなのかお聞きします。

○**議長（風口 尚）** 生活福祉課長 中村元紀君

○**生活福祉課長（中村 元紀）** 今回の中角のボーリング調査の件でございますけれども、以前に 4 箇所のボーリングをさせていただいております。プラス一応面積基準がございまして 3000 平米まで 3 箇所、3000 平米を超えるごとに 1 箇所追加するという事の中で、あと 3 箇所のボーリングが必要になってきます。ということで今回の 3 箇所のボーリング及び高く盛っているところで一部分、覆土用の土を置いたということの証明をさせていただく関係でボーリングをあと、短い距離ですけど 3 回させていただく予定をしております。これにつきましては当然処分場として、中に投棄されているものに対して土圧がかかることの影響が出てこないかということを中心に中の分析調査、水質及びダイオキシン等の調査をさせていただくというものでございます。

○**議長（風口 尚）** 農業委員会事務局長兼農業振興室長 中世古憲司君

○**農業委員会事務局長兼農業振興室長（中世古憲司）** お尋ねの件でございますが、まず駐車スペースということで、碎石舗装ということで造成をさせていただく、後、そこに交流エリアということで考えております。残りのところにつきましては、体験農園をするところということになりますので、体験農園につきましては、色んな体験の仕方、作物の方法がございまして、それは都度、利用される方らと協議をさせていただきながら実施を進めていきたい。このように考えています。

○**議長（風口 尚）** 7 番 奥川直人君

○**7 番（奥川 直人）** 体験農園ですけれども、とりあえず土地のレイアウトといいますか、駐車場、そして割り振りをして、中身については今後考えていくということで、色んな農地水とか、いろんな活動、JA さんも昨日も質問ありましたけれども。そういった中で、

機能が交流、交じわるといいますか、色んな知恵を出し合いながら、先ほど冒頭にいいましたように玉城町の農業立町として、ひとつの光もののプロジェクトに担い手育成も含めてしていただきたいということで要望を含めて終らせていただきます。

○議長（風口 尚）他にありませんか。2番 北 守君

○2番（北 守）町長の提案に対する質問ということで、1頁の歳入の11款 地方交付税 1項 地方交付税 1目 地方交付税と、2頁の歳出の8款 土木費 2項 道路橋梁費 3目 道路新設改良費の中で町道朝久田線及び田丸世古線の用地取得に伴う土地購入及び補償について質問したいと思います。

まず、歳入の11款 地方交付税でございますが、これにつきましては、私も非常に思い出のある苦い経験があるわけなんです。と言いますのは平成の合併ということで交付税を減らすぞということで自治体もあわてて合併されていったということもございます。玉城町はその中であって単独で生き延びてきたというそういう意味で、この交付税というのはすごく思い入れがあるわけなんですけども、今回の場合は交付税の中でも予算に関連して、特別地方交付税ということで説明があったわけなんですけども、この交付税につきましては、災害や地域の特色ある事業を実施した場合、県の方から、どういふふうな評価をするのかわかりませんが、それが対象となって交付されてくるもので、普通交付税とはそういうところで意味合いが違うわけなんです。そこで今回はどんな事業が対象に配当されてきたのか、1千万円いただいたということできたのか、まず1点お聞きします。それから、次年度以降には特別交付税というのはどういふ見通しで配当されてくるのかどうか。その動向も分かれば併せてお願いしたいと思います。

○議長（風口 尚）総務課長 林裕紀君

○総務課長（林 裕紀）まず、今回の補正をさせていただきました特別交付税1000万円の増と申しますのは、当初で特別交付税5000万円をまず見込んでおりました。今回交付決定を受けて5900万円という12月分のルール分が5900万円の交付決定いただいたんで1000万円ということで、今回、増額補正をさせていただいたということでございます。あと、12月のルール分の内容でございますけども、これは一応、法律、省令ですね。地方交付税の省令の中で決まった枠の中で支給をされます。今回の交付の約8割は病院を持っているということですね。病院事業を持っているということで大きく今回の部分で占めておる8割ぐらい、約8割の定額は病院をもっているということで交付されています。3月にまた支給をされるわけですが、ここは各市町村の特殊財政事業等を勘案して配分される。この国税枠は地方交付税法の6条で法定の五税の率に基づいて94%を地方交付税に割り振り、残り6%を特別交付税に割りふるということになっておりますので、この枠の中で配分されてきますので、3月分は如何程はいつてくるかというのはちょっと未定ですけど、逐一申請はしています。以上です。見込みでございますけども、見込みは大変難しいです。国の予算、一般財源が60兆円という中で約10兆円が財源不足を行っているなかで、交付税も今回の26年度総額は17兆弱です。その中で約

6兆円ぐらいが不足、今の交付税法に基づく試算では6兆円分が不足しながら全国の市町村に配分されているという実態を受けながら、その裏をするために臨時財政特例債というのを国が約2兆5000億ぐらいを発行して、自治体に起債をさせるわけですね。それに伴って元金を逆に自治体の方に交付税措置をすることになっていますから、今現在でも6兆円が不足している中で、来年度合併、特例債を15年終りますので、合併したそのままの町の仕入れ、交付税が新たに算出されるわけですから、その中から非常に、来年以降、厳しい、難しい状況が続いていくのではないかなどこのように認識しています。以上でございます。

○議長（風口 尚）2番 北 守君

○2番（北 守）地方交付税につきましては、いわゆる国税の所得税他、五税でしたか、おっしゃっていただいて、その中で配分ということで、詳しく説明いただいたわけなんです、これで了解いたしました。

次に、8款土木費、2項、道路橋梁費の特に町道朝久田線ということで土地購入及び補償費の町道朝久田線のことお伺いしたいんですが、今まで進展しなかったという町道朝久田線はサニ一道路へ結ぶということで、何年度も今まで措置かれてきた道路でございまして、町民の間でも非常に関心のある道路だと思うんです。まず玉城町の都市計画審議会で議論があって、今回用地を買収にいたったのかどうか。また、どのぐらいの延長及び面積の購入を考えておるのかどうか。その点お伺いします。

○議長（風口 尚）建設課長 中西 豊君

○建設課長（中西 豊）お尋ねの件ですけど、これはもともと、都市計画道路、久保朝久田線ということで決定をうっている路線ですけども、今現在は道路事業の中楽朝久田線として、実施している事業でございまして、都市計画審議会の方には報告という形で1年に1回程度しておるんですが、買収に当たっての審議会は開いてはおりません。

この買収にかかる分ですけども、この場所が、下田辺字城山、中央公民会の南側ということになるんですけども、買収面積が793.98平米と立木の補償を予定しております。今現在は、相続の必要な土地ですので、相続人による相続登記の手続きを実施している最中です。峠箇所を買収が済めば、大手町世古線、上町の夢工房跡からサニ一道路までの間の320m弱が着手できることになる状態でございます。以上です。

○議長（風口 尚）2番 北 守君

○2番（北 守）一歩進んだというふうに評価しているのかどうかわかりませんが、要は非常に期待しておる道路ですので、サニ一道路へ接続するのはいつ頃か、聞くとお伺いしますと、非常に相続、何年も年数がたっておりまして、相続していくのが大変やとか、いろんな困難な条件がありますけども、これは町民さんの声でもあると思いますので、いつ頃か明示できればお願いしたいと思います。

○議長（風口 尚）建設課長 中西 豊君

○建設課長（中西 豊）当該地には、今申し上げた2筆残っておるうち、1筆今回対象

地とするんですけども、残りの1筆が区の共有名義、基本17名の共有名義があるんですけども、そちらが明治大正時代から相続がなされていないということで相続困難地となっております。こちらを解消するための時間的な目途というのが今のところつかないというところで予定が立てられない状態であります。以上です。

○議長（風口 尚）12番 小林 豊君

○12番（小林 豊）議案第83号ですね、10款教育費、5項保健体育費、2目の保健体育施設費の中で、18備品購入費、お城広場遊具購入費についてお伺いしたいと思います。当初、このお城広場を作るときに遊具等は全く置かず芝生の広場として作りたいというようなお話で始めた記憶しているんですが、それが、要望とかがあって今回に至ったんかもわかりませんが、いつの時点でそういうふうになってきたのか、また、この遊具についてはどういった物を購入されるのかお伺いしたいと思います。

○議長（風口 尚）教育委員会事務局長 中西 元君

○教育委員会事務局長（中西 元）お城広場におきます遊具の関係でございますが、やはりかねてから小さいお子さんのお持ちの親御さんなどから設置の要望が強くなりました。また、園児、小学生をはじめ広くお城広場を利用いただくというようなこと目的で今回は設置すると考えております。遊具の内容でございますが、滑り台とかつり橋、また躍り場等がついた1つにまとまったコンビネーションの遊具を考えております。

○議長（風口 尚）12番 小林 豊君

○12番（小林 豊）そういうふうな状況が変わってきているのはよく分かるんですが、当初なにもなしにあそこで自由に寝転んだりするようを目的として、お城広場が整理されたと思うんですね。そういう要望があるというのも今回始めて聞くような格好かなと思うんですね。もう少し、そういった要望があるんやということを今後、こちら側にもお示ししていただければいいかと思うんで宜しくお伺いしたいと思います。

○議長（風口 尚）教育委員会事務局長 中西 元君

○教育委員会事務局長（中西 元）言われるように、今後そのようなことでの報告をさせていただきますが、この遊具の設置場所だけ説明しておきます。現在のSL機関車の置いてある場所、あれから若干、北側の場所ということで、お城広場で言えば、一番隅にかかるといって、従いましてお城広場を利用される方の不便にならないような場所に設置するということで考えております。

○議長（風口 尚）他にありませんか。

（「議事進行」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって一括上程されました議案第83号、ないし議案第89号についての質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

（午前09時34分 休憩）

(予算決算常任委員会・総務産業常任委員会・教育民生常任委員会付託表を配布する。)

(午前 09 時 35 分 再開)

○議長(風口 尚) 再開いたします。

お諮りいたします。

本日質疑を終了いたしました各議案につきましては、お手許に配布いたしました議案付託表のとおり、予算決算常任委員会及び総務産業常任委員会並びに教育民生常任委員会にそれぞれ審査付託をいたしたいと思っております。

まず、予算決算常任委員会へは、議案第 83 号 平成 26 年度玉城町一般会計補正予算(第 5 号) ないし議案第 89 号 平成 26 年度 玉城町下水道事業会計補正予算(第 2 号)の各議案とします。

次に、総務産業常任委員会へは、議案第 77 号 町長及び副町長の給料並びに旅費等に関する条例の一部改正について、ないし議案第 79 号玉城町職員の給与に関する条例の一部改正について、及び議案第 82 号 玉城町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についての各議案とします。

次に、教育民生常任委員会へは、議案第 74 号 玉城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、ないし議案第 76 号 玉城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、及び議案第 80 号 玉城町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正について並びに議案第 81 号 玉城町国民健康保険条例の一部改正についての各議案とします。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 83 号ないし 89 号については予算決算常任委員会へ、議案第 77 号ないし 79 号及び 82 号については総務産業常任委員会へ、議案第 74 号ないし 76 号及び 80 号並びに 81 号については、教育民生常任委員会へ、それぞれ付託することに決しました。

只今、各常任委員会に付託されました議案審査をお願いいたします。

日程について、事務局長から報告いたさせます。

事務局長 田畑良和君

○事務局長(田畑 良和) それぞれの委員会審査の日程を報告いたします。

開会日は、来る 12 月 15 日となります。

午前9時から予算決算常任委員会を、予算決算常任委員会終了後、総務産業常任委員会を、午後1時から教育民生常任委員会をそれぞれ開会します。

場所は、第1委員会室で行ないます。定刻までご参集、お願いいたします。以上でございます。

○議長（風口 尚）ただ今、事務局長の報告のとおり予算決算常任委員会、総務産業常任委員会及び教育民生常任委員会審査をお願いいたします。

お諮りいたします。

議案精査のため 明日13日から16日までの4日間休会といたしたいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、12月13日から16日までの4日間休会することに決しました。

来る、12月17日は、午前9時より本会議を開き、委員長報告、追加議案の上程、討論・採決を行いますから定刻までにご参集願います。

本日は、これを以って散会いたします。

どうも、ご苦勞様でした。

（午前09時39分 散会）